

Q759. 就業規則や退職金規定に退職金に関する規定がない場合は、退職金を支払わなくていいですね？

使用者に退職金の支払義務があると判断されるのは、通常は、就業規則や就業規則の性質を有する退職金規定等に、退職金に関する規定が置かれている事案が多いのですが、就業規則などに退職金に関する規定がない場合でも、個々の労働者との間の労働契約書に退職金の定めがあれば、当然、当該契約どおりの支払義務があると判断されます。

また、就業規則や退職金規定、労働契約書等に退職金の定めがない場合であっても、退職金の支給が労使慣行になっていたと認められる場合には、そのような慣行が労働契約の内容となり、退職金の請求が認められることがあります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成